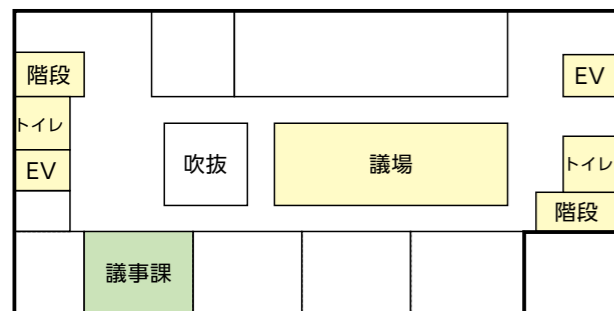


令和6年度からの新たな市役所の課室配置を紹介します

東庁舎4階



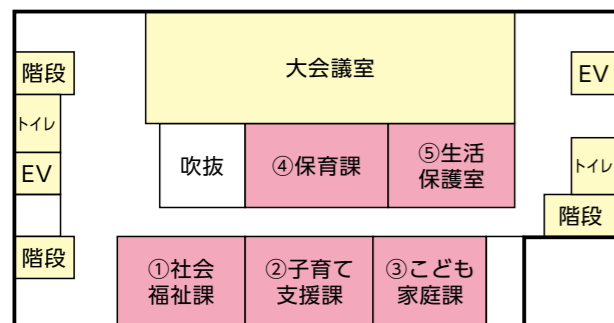
東庁舎3階



①スポーツ課 ②生涯学習課 **移転後業務開始 4月15日**

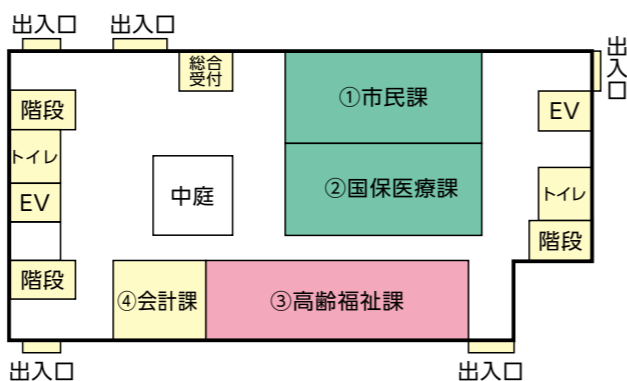
東庁舎2階

※東庁舎分館は廃止し、こども家庭課(旧家庭支援課)は、東庁舎2階へ移転します。



移転後業務開始 4月22日

東庁舎1階

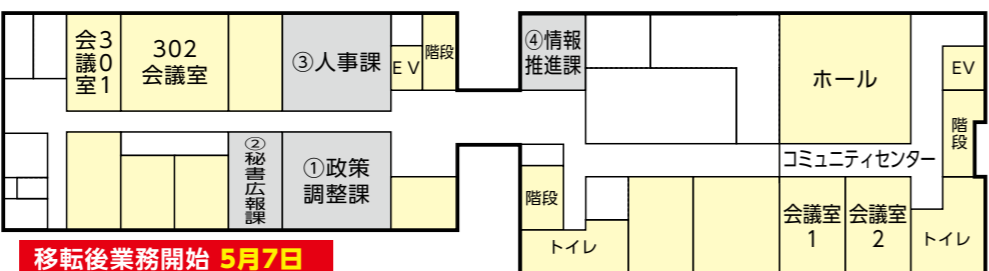


東西庁舎シャトルバス時刻表

	西庁舎発	東庁舎発
8時	30分	45分
9時	00分	15分
	30分	45分
10時	00分	15分
	30分	45分
11時	00分	15分
	30分	45分
12時	00分	15分
	30分	45分
13時	00分	15分
	30分	45分
14時	00分	15分
	30分	45分
15時	00分	15分
	30分	45分
16時	00分	15分
	30分	45分
17時	00分	15分

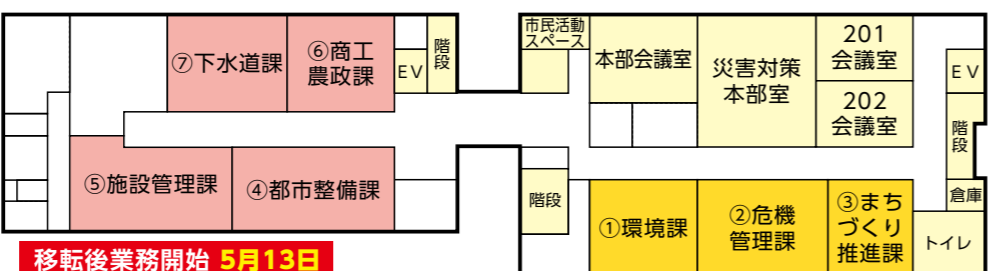
※西庁舎の市民課・国保医療課は、4月30日から東庁舎に集約されます。なお、住民票などの各種証明書は西庁舎1階市民課証明専用コーナーで引き続き発行します。

西庁舎3階



移転後業務開始 5月7日

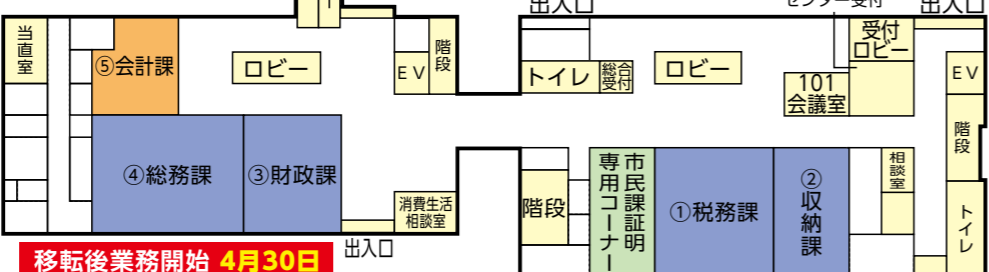
西庁舎2階



移転後業務開始 5月13日

移転後業務開始 4月1日

西庁舎1階



移転後業務開始 4月30日

移転後業務開始 5月7日

問合せ 総務課

環境課

ごみ・資源は通常どおり収集します。

ゴールデンウィーク中のごみなどの収集

- 生活保護法に基づく保護世帯
- 児童扶養手当の受給世帯
- 市民税の非課税・減免世帯
- 国民年金掛金の全額免除世帯
- 国民健康保険税の減免世帯
- その他経済的に困窮していると教育委員会が認めた世帯
- 市定申請書(学校または学校教育課(園)にあります)に必要な事項を記入し、証明書類を添えて各小・中学校へ。

就学援助制度

市内の小・中学校に在学し、就学のために経済的な援助を必要とする児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を援助します。

お知らせ

レジャー農園更新手続き

更新または終了の手続きのため、4月1日付けで送付した案内書類を持って商工農政課へお越しください。

農業用水の通水

4月19日(金)から、農業用水の通水が始まります。水難事故などが起こらないようご協力ください。止水は9月下旬です。子どもを水路に近づかせない。水路の近くで遊んでいる子どもを見かけたら注意する。水路にごみ、木片、石、草を投げ込まない。

行政相談

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、行政に関するご意見やご要望を受け付け、その解決や実現の促進、行政運営の改善などを図っています。
時 4月25日(木)午前9時~11時
所 面談室1西 ◆行政相談委員 Ⅱ 菊谷礼子、町田和好、長谷川源幸 Ⅲ 総務課

障害者・福祉に関する相談

相談名	と き(祝・休日は除く)	ところ・問合せ・申込み
■障害者のための就業相談	月~金 9:00~17:00	☎ 尾張中部障害者就業・生活支援センター ☎ 052(908)2540

暮らし・仕事・まちづくり・行政に関する相談

相談名	と き(祝・休日は除く)	ところ・問合せ・申込み
■弁護士による法律相談【予約制】(1組につき30分)	A: 4/18(木)・5/9(木)9:00~12:00 B: 4/25(木)9:00~12:00 予約受付: 4/3(水)~	所 A: 社会福祉協議会本所相談室 B: 総合福祉センターもえの丘1階支援センター相談室 ☎ (25)8500 ※予約制の相談については、当月3日(祝・休日などの場合は、翌日以後最初の平日)から受付を開始します。 ※司法書士相談については、受付期間に予約が入らなかった場合は開催しません。
■司法書士相談【予約制】(1組につき50分)	B: 4/16(火)13:30~16:20 A: 5/7(火)13:30~16:20 予約受付 B: 4/3(水)~4/12(金) A: 4/3(水)~5/1(水)	※弁護士による法律相談については、令和6年度より、「相談回数」をお1人あたり1年度につき2回までとさせていただきます。ご了承ください。
■不動産取引の悩みごと相談	A: 4/18(木)13:00~16:00	所 ☎ 消費生活センター(22)1111 原則お住まいの市町村での受け付けとなります。
■消費生活相談	火~金 受付13:00~16:00 (※5月14日(火)から西庁舎1階に移動します)	所 ☎ 北名古屋地域職業相談室(社会福祉協議会本所内) ☎ (24)8689
■求人情報提供、職業相談・紹介	月~金 9:30~17:00	☎ まちづくり推進課西
■男女共同参画を阻害する権利侵害の相談【予約制】	月~金 8:30~17:00	☎ まちづくり推進課西
■市民活動相談【予約制】	月~金 8:30~17:00	☎ 秘書広報課西
■広聴相談(市行政一般)【予約制】	月~金 9:00~17:00	☎ 国際交流協会 ☎ (22)1111
■外国人生活相談【予約制】	月~金 9:00~17:00	